

令和8年（フ）第4676号
東京都世田谷区玉川3丁目26―7―101
破産者 大林 正宏
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4697号
東京都西東京市田無町7丁目17―46 クレセントハイツ本町Ⅱ 205
破産者 山本 美樹
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4710号
千葉県習志野市藤崎5丁目7―22―107
破産者 河野 航平
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4728号
東京都江東区南砂2丁目3―3―1217
破産者 徳山 雄一
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4735号
東京都江戸川区西小岩5丁目10―24―202
破産者 相本 涼季
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4765号
東京都足立区中央本町1丁目21―3―205
レオパレスKOEMONI、開始決定時の住所東京都北区浮間5丁目4―43 株式会社グリーンキャブ赤羽営業所32号
破産者 池田 真也（旧姓木村）

1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4770号
東京都練馬区貫井2丁目18―1―206
破産者 加藤 淳一
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4830号
東京都板橋区板橋3丁目57―1―101、住民票上の住所東京都板橋区板橋3丁目57―1
破産者 奥田 千晴（旧姓白石）
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4833号
神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目24―4―301
破産者 山名 駿一
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4836号
東京都江戸川区船堀3丁目16―7―1103
破産者 市原 直哉
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4858号
東京都品川区戸越3丁目7―22 ミロクハイツⅠ 201
破産者 小林 光代（旧姓柳橋）
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4885号
東京都町田市相原町1220―17―201
破産者 小久保彰浩
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4895号
東京都大田区大森東2丁目26―28―203
破産者 村山 利香
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4897号
東京都大田区下丸子1丁目3―9―402
破産者 船戸 健
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4904号
東京都北区東十条2丁目12―2―101
破産者 昆野 衛
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4908号
東京都荒川区荒川2丁目3―1―1302
破産者 伴 麻衣
1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4911号
東京都大田区東雪谷1丁目1―12―206、住民票上の住所東京都大田区千鳥1丁目10―8―201
破産者 野村 凌矢

1 決定年月日 令和8年9月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第241号
群馬県藤岡市中大塚952番地
破産者 神田窯業有限会社
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第29号
群馬県高崎市下佐野町596番地
破産者 株式会社ティーライフ
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第220号
群馬県藤岡市藤岡1034番地11
破産者 有限会社ヤマギシプロセス
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第320号
群馬県高崎市上中居町238番地10
破産者 株式会社はちみつワークス
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第185号
埼玉県上尾市二ツ宮904番地12
破産者 有限会社小林塗装
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係